



京都府告示第147号

青少年の健全な育成に関する条例（昭和56年京都府条例第2号）第13条の2第2項第2号の知事の指定した団体の名称等について、次のとおり変更があった。

平成28年3月25日

京都府知事 山田 啓二

	名称（略称）	住所	指定する団体が、図書類について青少年の視聴を不適当とした場合においてその旨を一般に周知させる方法
旧	一般社団法人映像倫理機構（映像倫）	東京都千代田区平河町一丁目7番3号	<p>次のいずれかの標章を、図書類の包装の表面に貼付することにより周知する。</p>  <p>23mm 23mm</p> <p>15mm 15mm</p>
新	一般社団法人日本コンテンツ審査センター	東京都新宿区新宿一丁目7番10号	<p>次のいずれかの標章を、図書類の包装の表面に貼付することにより周知する。</p>  <p>23mm 23mm</p> <p>15mm 15mm</p>